

3 御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造に向けて、周辺のまちなみの状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物及び敷地単位のみだけではなく、周辺環境や御堂筋沿道全体として調和も配慮しながら、本デザインガイドラインに沿って建築物等の配置、規模、形態・意匠、低層部の用途等の内容について検討してください。

（1）落ち着きと高級感のある複合市街地の形成に向けて



- 1) 個性ある質の高いまちなみの形成
- 2) 街区で調和した魅力的な空間づくり
- 3) 個性ある質の高いまちなみを阻害する要因の対策

1) 個性ある質の高いまちなみの形成

●狭小敷地への対策

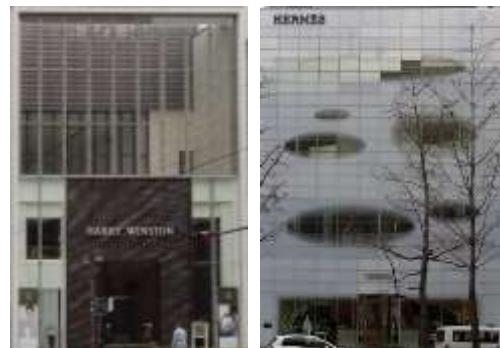
- **1.1.1** 御堂筋沿道は、市内でも比較的規模の大きな敷地に、近代建築物が建てられ、風格あるまちなみを形成してきました。

御堂筋沿道の既存の狭小敷地については、建物の更新時期等にあわせて共同化、一体化を検討してください。

●御堂筋にふさわしい個性ある質の高い外観 (形態・意匠)

- **1.1.2** 御堂筋に面する建築物の外壁は、原則として、低層部と中高層部で分節することとします。

- **1.1.3** 低層部については開放感のあるデザイン、中高層部は御堂筋にふさわしい個性のある質の高いデザインとなるよう、配慮してください。



個性のある外壁デザイン

- **1.1.4** 御堂筋以外の道路に面する壁面の形態・意匠については、本規定は適用しませんが、御堂筋に面する外壁の意匠との調和を図るよう努めてください。



低層部と中層部をデザイン的に切り替えています。また御堂筋側は垂直方向のラインを強調し、東西方向道路側とは異なるデザインを採用していますが、全体として調和のとれた外観を実現しています。



外壁のライトアップにより壁面の立体感を演出している例

(素材)

- **1.1.5** 汚れにくいもの、維持管理が容易なものなど外観の素材に配慮してください。

(夜間景観)

- **1.1.6** 御堂筋に面する外観は、夜間にも落ち着きのあるまちなみを生み出すよう照明を検討してください。

(例)

- ライトアップにより壁面の立体感を演出する。
- 建物頂部の演出を工夫する。

(建築物の高さ)

- 1.1.7 御堂筋に面する建築物の高さは、沿道の敷地の集約化・高度利用を図るため、原則、6階以上ないしは20m以上とします。

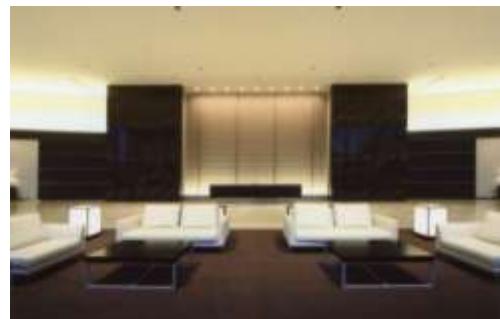
● 世界的なブランド・ストリートにふさわしい居住施設の導入

(居住施設)

- 1.1.8 居住施設については、ビジネスサポート機能として建築物の高層部に一定規模（建物最上階から、建物の階数の3分の1以内）であれば導入できることとします。
- 1.1.9 居住施設は世界的ブランド・ストリートにふさわしい賃貸レジデンスに限ることとします。賃貸レジデンスに限るのは、あくまで短中期のビジネスサポートが目的であり、御堂筋沿道への定住を促しているのではないためです。
- 1.1.10 一定のグレードを確保するため、住戸規模は35m²以上とすることを原則とします。（ただし上記趣旨に沿った賃貸レジデンスであればこの限りではありませんので、必要に応じて協議してください。）
- 1.1.11 また運営形態として、例えば水道光熱費、リネン交換、クリーニング、ハウスキーピング、朝食サービス、コンシェルジュサービスなどのサービス提供を行うものを推奨します。



高級賃貸レジデンスの例



エントランスでコンシェルジュサービスを提供している例

(外観の形態・意匠)

- 1.1.12 居住施設については、御堂筋沿道に立地するにふさわしい、オフィスと調和する外観とする必要があります。
 - 数あるデザイン要素の中でも、特にバルコニーは住宅という建物タイプに一般に見られるものであり、そのつくり方が外観を特徴づけるとともに、場合によっては住宅らしさを強調する要因ともなります。バルコニーのデザインについては、以下のことを原則としてください。ただしデザインが優れていると判断できるものについてはこの限りではありません。
 - 水平に連続する、壁面*から突出させたバルコニーは設けない。
- *バルコニーに接する柱の柱面

- ・バルコニーの手すり及びこれに付隨する部分は、柵状等の開放性のあるもの又はガラス等の透過性の高いものを用いず、外部から建築物の内部が見えない形態・意匠とする。
- ・物干し用金物等を設ける場合は、手すりの高さを超えない。

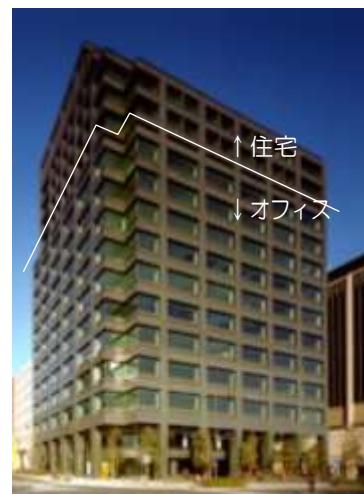
なお、ベランダ自体に布団や洗濯物をかけて干すことは、管理規約で禁止してください。



一般的な住宅の壁面



望ましい外観デザインの例



外観のみ参考

2) 街区で調和した魅力的な空間づくり

●並木が連なる快適な歩行空間の形成

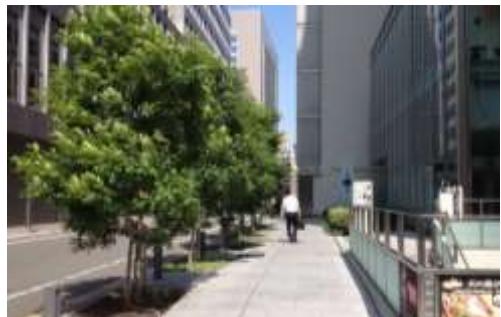
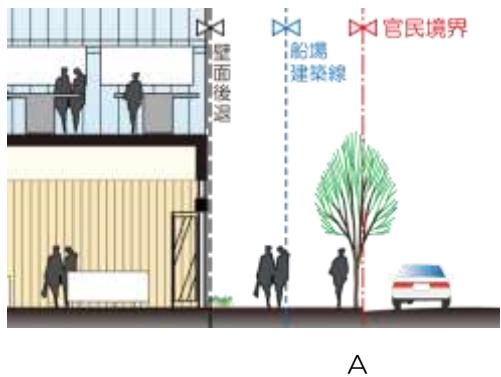
- **1.2.1** 御堂筋以外の道路沿いの植栽は、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、向かい合う街区間や、隣接敷地間で樹種や植え方等の仕様を共通させるよう配慮してください。
- **1.2.2** 東西通りに面した並木の位置は、歩行空間を広く確保できるため、駐停車防止用の車止めを兼ねるなどして右図におけるAの位置に設けることを基本としてください。

(船場後退部分の設え方法)

- **1.2.3** 船場建築線による後退部分は、歩行空間として整備し、隣接地との連続性に配慮してください。
- **1.2.4** 壁面後退部分は、船場建築線部分との段差が生じないものとし、歩行空間・にぎわい空間として利用できるよう植栽等の配置に配慮をしてください。
- **1.2.5** 照明は、建物側と道路側でできるだけ効率的・効果的に必要な照度を確保できるよう、仕様や位置について関係部局と調整してください。



向かい合う街区間で樹種を統一させた例。



並木を上図におけるAの位置に設けた例。

●舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一

- **1.2.6** 船場後退部分の舗装は、歩道の舗装との一体感が出るよう仕様やデザインを配慮してください。
- **1.2.7** 隣接敷地間でも一体感が出るよう、舗装材やストリートファニチュア等の仕様やデザインについて配慮してください。

3) 個性ある質の高いまちなみを阻害する要因の対策

●建築設備等の修景

- 1.3.1 建物の外部に面した建築設備等は修景してください。また電力・通信の地上機器等の設置位置は、御堂筋地上部から見えないよう配慮してください。



壁面を最上階から1層分立ち上げ、さらに内側に植栽を施すことで建築設備等を修景している例。

●自動販売機の排除

- 1.3.2 自動販売機はおとなしい色使いでも、ビルやまちなみの品格を阻害します。自動販売機は御堂筋沿道には設置しないこととします。

(2) 高級なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて



- 1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入
- 2) 低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出
- 3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張
- 4) オープンスペースの利活用
- 5) 魅力的な夜間景観の創出
- 6) 広告・サイン等の取扱い
- 7) 駐車・駐輪施設の取扱い

1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入

●御堂筋に面する低層部の用途 2.1.1

【御堂筋に面する1階部分で望ましい用途】

- ・店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館

- ・御堂筋に面する1階に導入する用途は、不特定多数の来訪者を対象とし、文化活動やにぎわい・憩いの創出につながる、**店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館**（以下「**店舗等**」。店舗等以外の用途に供する共用部分（エントランス、廊下、階段、昇降機等又は駐車場等）を含む。）とします。
- ・長堀通周辺は百貨店、専門店、高級ブランド店などが集積する大阪市を代表するエリアですが、特に御堂筋沿いは、御堂筋と長堀通の交差点を起点に、多くのブランドが大型路面店として出店するとともに、近年は高級自動車のショールームの出店など、そのエリアがより北側にまで広がり、一層まち歩きの魅力を高めています。
- ・今後本町～長堀通間にこうした高級なにぎわいを一層もたらすために、都心部ならではの日常とは違う時間を過ごしたり、まち歩きを楽しんだりすることにつながる施設を誘導し、御堂筋を特別な場にしていくことが目標です。必ずしも業種・業態を限定するものではありませんが、上記の趣旨を踏まえて、御堂筋にふさわしい用途・テナントの質、及び形態・意匠などについて配慮してください。



長堀通周辺の現状のにぎわい。



高級自動車のショールームの出店



1階と2階に店舗等を設けている例。テナントの内容や形態・意匠上の工夫により、にぎわいの演出と風格の維持は両立できると考えています。

- ・オフィスエントランス等だけ（店舗等以外の用途に供する共用部分だけを）を配置する場合は、例えば御堂筋に面する部分は一部をショウウィンドウ的に使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなど、にぎわいの創出につながるものとしてください。

（店舗等以外の用途）

- ・高級なにぎわいや交流の用に供するものとして市長が認めるものは、以下にあげる用途（「許容できるもの」）とします。この用途を御堂筋に面して配置する場合は、御堂筋に面する部分は例えば一部をショウルーム的に使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなど、また、御堂筋に面する外観等の形態・意匠・素材・色彩等については、「2）低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出」における配慮事項を満たすなど、にぎわいの創出や演出につながるものとしてください。



オフィスエントランスの一部に休憩等ができるスペースを設けている例。

【御堂筋に面する1階部分で許容できる用途】

- ・事務所等
- ・ホテル・旅館
- ・劇場、映画館、演芸場、観覧場
- ・病院、診療所
- ・学校等

【御堂筋に面する1階部分でふさわしくない用途】

- ・ボーリング場、スケート場、水泳場等
- ・カラオケボックス等
- ・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等
- ・老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等
- ・老人福祉センター、児童厚生施設等
- ・公衆浴場
- ・自動車教習所
- ・車庫、倉庫、畜舎
- ・工場
- ・危険物の貯蔵、処理施設、葬儀場

- 御堂筋以外の道路に面する低層部の用途
 - ・2.1.2 御堂筋以外の道路における低層部についても、御堂筋に面する部分と同様に、にぎわい用途の導入を検討してください。
 - ・2.1.3 用途の選定にあたっては、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、街区内、あるいは、向かい合う街区で協調した施設構成となるよう検討してください。



向かい合う街区とともに屋外も利用した飲食店を導入している例。相乗効果が発揮され、通りにテーマ性が生まれてきます。

2) 低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出

(形態・意匠) 2.2.1

<店舗等の場合>

- ・店舗等を導入する場合は、極力低層部の壁面の位置に配置するよう配慮してください。壁面後退を行う際は、上部に庇を設けることも、にぎわい演出の上では有効です。
- ・直接店舗が外部に面しない部分であっても、ポルティコを設けることや、ショウケースを設けるなどまち歩きを楽しくするための工夫をしてください。
- ・御堂筋に面した店舗の区画は、ヒューマンスケールに配慮し、統一感のあるものとなるよう配慮してください。



まちなみをつくりつつにぎわいを醸し出すことができるしつらえを工夫してください。



低層部は中高層部とは異なり自由な色使いを許容することとします。ヒューマンスケールに配慮し小割りとし、透過性のある構成としてください。



使用していない時の専門学校の教室をオープンにし、前面に椅子やテーブルを設置している例。



ホテルのエントランス前をカフェ利用している例。

(素材) 2.2.2

- ・壁面はガラス主体の透過性のある構成を原則とします。御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

(色彩) 2.2.3

- ・自由な色使いを許容することとしますが、御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

(広告・サイン等) 2.2.4

- ・チェーン店等（例えばコンビニエンスストアやファーストフード店など）については、視認性を高めるとともに一目でそれとわかるよう地域性に関わらずファサードデザインを共通にしたり、広告・サインを大きくしたり、明度・彩度（差）の大きい色を使用したりしている例が見られます。チェーン店等は、御堂筋にふさわしい店舗デザインとなるよう例えれば次のようなことに配慮してください。

(例)

- ・使用する色の明度・彩度を抑える。
- ・サインを切文字型とするなどして小さくする、または使用する色を減らす。
- ・企業カラーの掲示範囲を小さくする、または企業カラーをまちなみには合わせて変更する。



まちなみ配慮し、日よけテント型のサインを採用しているコンビニエンスストアの例。テントの色は、企業カラーの明度・彩度も落としています。



オフィスビルの意匠にあわせ企業カラーを抑える、切文字型のサインを採用する、窓面広告を掲示しない等の配慮をしているコンビニエンスストアの例。

(多様なオープンスペース等の整備)

2.2.5

- ・低層部を含め、壁面の位置は制限しません。これは壁面後退を必要ないと考えているのではなく、壁面の位置を揃えて風格あるまちなみを誘導することより、各事業者の創意によりオープンスペースを含めた低層部に多様な空間をつくり出し、にぎわい形成に資する様々な使い方をしてほしいと考えているためです。
- ・壁面後退の方法は、例えば道路と並行に一律に行う／一部を大きく後退する／低層部のみ後退する、など様々なパターンがあります。建築計画や建物利用のコンセプトにあった、歩行者のたまり空間などオープンスペース等の形成を図ることに配慮してください。
- ・御堂筋の歩道～オープンスペース等～建物低層部が有機的につながり親密な関係性を持つよう、舗装材の選定や植栽の配置、建物への動線などを総合的に検討してください。



建物の一部を後退してカフェ空間としている例。



低層部のみ部分的に後退させて設けた空間をカフェ利用している例。既存建物の小さな空間でも使い方次第で魅力的な場にすることができます。



建物前の空間をポケットパークのような憩い空間として開放している例。(たまり空間)

3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張

●御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 2.3.1

- ・にぎわいや人の流れを線（=御堂筋）から面（=船場）に広げ、船場地区全体の活性化にもつなげていくためには、御堂筋を起点に、東西方向の道路に沿ってもにぎわい用途の導入などの配慮が必要です。
- ・特に 1,500 m²以上の比較的規模の大きな敷地では、御堂筋沿道のにぎわい機能を東西道路へも展開するよう配慮してください。
- ・用途の選定にあたっては、通りにテーマ性が生まれるよう周辺土地利用との関係に配慮してください。（例、周辺に多く立地する業種・業態の導入を検討するなど）
- ・駐車場出入口などの配置は、低層部のにぎわいの妨げにできるだけならないよう配慮してください。（例、東西方向の歩きやすさに配慮し駐車場出入口は御堂筋以外の南北方向道路に面して設ける、反対の道路側でオープンカフェ等の利用がされていたら駐車場出入口の位置をずらすなど）



御堂筋以外の道路沿いにもにぎわい用途を導入している例。

4) オープンスペースの利活用

- 道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成

(オープンスペースの利活用) 2.4.1

- ・イスやテーブルを設置するなどし、街ゆく様々な人達が、集い、憩えるよう工夫してください。例えば、建物内に入居するテナント等が飲食スペースなどの一部として扱う方法などが考えられます。
- ・御堂筋で開催されるイベント時にも柔軟に活用できるよう、電気の貸し出しや排水への対応について検討してください。



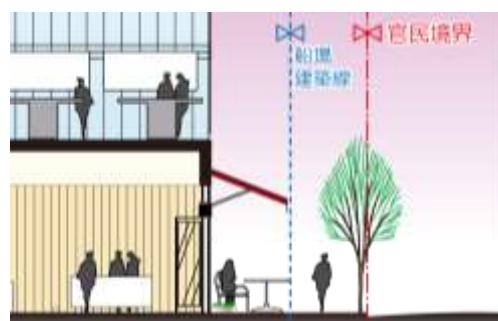
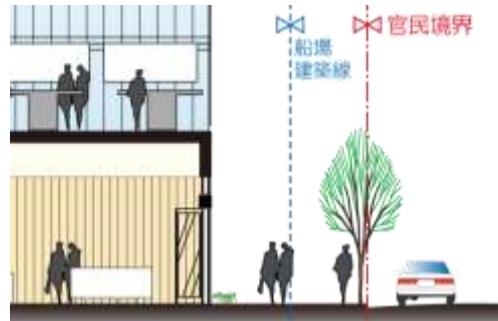
動線、植栽や電源の位置などは、イベント時の利活用にも配慮して計画してください。

- 時間とともに表情を変えるまちづくり

2.4.2

(主に御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ)

- ・特に東西方向の道路沿いは、日中は主に歩行空間として利用することを想定しますが、アフターファイブは人や車の交通量が減少することから、例えばテーブルを並べてオープンカフェにするなど、時間帯ごとに変化する利用方法についても検討してください。



御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ(上:日中、下:アフターファイブ)。

5) 魅力的な夜間景観の創出

●夜間景観のあり方 2.5.1

(設え)

- ・御堂筋に面する低層部の壁面は、建物から漏れる光（以下漏れ灯り）で沿道を柔らかく暮らし、沿道から建物内の人の活動を感じることができるように配慮して計画してください。
- ・漏れ灯りによる演出が難しい場合は、歩行空間に近い壁面や柱面のライトアップなど、通り沿いの夜間景観の演出に配慮してください。
- ・閉店後（営業時間外）についても、道路側をショウウィンドウ的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮してください。
- ・2階以下の低層部については、にぎわいを演出する、3階以上の中高層部については、風格を演出するという視点で、それぞれの対比も考慮して計画を検討してください。
- ・色が変化したり、点滅したり、動いたりする照明を用いる場合（御堂筋側から視認できる屋内部に用いる場合を含む）は、輝度をなるべく低くし、色相に配慮し、変化をゆるやかなものとしてください。
- ・夜間における安全で快適な歩行環境を、効率的・効果的に実現するため、建物側の照明の仕様や配置については関係部局と調整してください。

(色味・色温度)

- ・照明の色温度については、上質で温かみのある御堂筋にふさわしい電球色（3000K以下）を原則とし、御堂筋のイチョウ並木のライトアップとの関係に配慮して計画してください。
- ・ただし、デザイン性に優れ、御堂筋にふさわしいものについては、この色温度に限らず計画を検討してください。



夜間照明は、沿道への漏れ灯りに配慮して計画してください。



壁面や柱面などの鉛直面を照らすと、同じ照度で床面を照らす場合より、人の目には明るく感じられます。



閉店後も道路側をショウルーム的に活用するなど、壁面の演出に配慮してください。自動的に消灯するためのタイマーを設置したり、窓付近の回線を独立したものにしておくと、スムーズに運用することができます。



夜間景観は、低層部ではにぎわい、中高層部では風格の演出に配慮してください。

●イベント時のライトアップ・イルミネーション 2.5.2

- ・御堂筋イルミネーションなどのイベント時には、街区の植栽のライトアップや、壁面後退部などにアート等を設置するなど、イベントへの協力を検討してください。
- ・イベント期間中は、中高層部で外部に漏れる光を抑制するよう努めてください。



イベントと連携したアートを壁面後退部に設けた例。



イベントと関係性の低い光を抑えることで、イベントの効果を一層高めることができます。

6) 広告・サイン等の取扱い

●低層部では広告・サインを積極的に許容 2.6.1

- 建築物及びその敷地内に屋外広告物を設置する場合は、次の設置基準を基本としてください。ただし、建築物と一体としてデザインされ、良好な都市景観に寄与するものは、この限りではありません。

	中高層部	低層部（2階以下）
基準	自己の氏名、名称、もしくは商標または建築物の名称を表示するもの。	
	建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。	建築物の外壁面に掲出するもの。 ただし、ガラス面利用については、外観と一体的にデザインされたものは可能とする。
	点滅又は回転等をしないもの。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	
	標識等の見通しを阻害するような位置及びこれらとまぎらわしい色彩を避ける。	
	—	地上に設置するものは通行の妨げにならないものとする。
高さ及び表示面積等	壁面に掲出するもの	表示面積は建築物の各面毎に外壁面積の1/10以内かつ50m ² 以内とする。 なお、屋上広告物の表示面積も含むものとする。 外壁面からの出幅は30cm以下。
	建物から突出するもの（そで看板等）	壁面から突出する広告物の突出幅は1.0m以内とし、広告物の下端までの高さは、3.5m以上とする。ただし、店舗等の名称やイベント対応のための突出したサインやバナーについては可能とする。
	地上に設置するもの	高さ5m以下。 一の表示面積は2.5m ² 以下。 原則、4以下。
表示面積の算定方法	個々の広告物ごとにその面積を算定	
	壁面に掲出した文字の場合は外郭線で囲まれた面積	
	集合して一体の広告物と一体の広告物とみなされるものはそれらの合計	

- 本ガイドライン制定時に既存の屋外広告物の意匠変更（盤面変更等）を行う場合は、この基準の対象外としますが、新たな屋外広告物を設置する場合は、既存の屋外広告物も含めて、本設置基準に沿ったものとしてください。

- ・御堂筋に面する建物において、ビル名やテナント名などの表示方法は、表示する方法や位置がテナントごとにはばらばらになることがないよう、ビルオーナーが一元的に調整・管理することを検討してください。（例、足元に集約して設置するなど）



テナント名を集約して表示している例。

●暫定利用、イベント対応時の特例 2.6.2

- ・暫定利用、イベント対応時に限り、壁面全体の広告利用など、設置基準を緩和することができることとします。

●デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3

- ・情報伝達手段である広告やサインは必然的に人目につきやすいものであることが求められます、その手段が色使いやデザイン、数やサイズなどを周囲から「際立たせる」ことに偏ってしまうと、またその行為が近隣で反復されるようになると、逆に必要な情報がうまく伝わらなくなったり、乱雑な景観につながったりすることがあります。
- ・広告やサインは工夫次第で、にぎわいや品格の演出につなげることができます。デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設けてすっきりさせることで人目につきやすくする、という発想にたち、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインの集積地を地域で協力してつくっていけるよう、各事業者・設置者が広告・サインのデザインや掲出方法を工夫してください。



一目で用途や空間構成が分かるサインの例（左）。モニュメントのようなテナントサインの例（右）。



掲出方法にルールを持たせた、統一感のあるテナントのサインの例。



切り文字やバックライトを用いてデザインに配慮した、スマートで表情のあるサインの例。

7) 駐車・駐輪施設の取扱い

(出入口、荷捌きスペース等)

- 2.7.1 にぎわいの連続性を確保するとともに、歩行者が安心して御堂筋を歩ける環境をつくるという趣旨から、**車寄せや駐車場**のための車両の出入口、荷捌きスペース等は、御堂筋側に設置することは原則として禁止します。

(共同駐車場の活用)

- 2.7.2 **共同駐車場制度の活用**や**駐車場の集約化**について検討してください。

(駐輪施設のレイアウト)

- 2.7.3 駐輪施設は、建物内など壁面後退部を除く敷地内に確保することを基本とします。また御堂筋からは見えにくい位置に設けるよう配慮してください。やむを得ず道路から見える場所に駐輪施設を設ける場合は、修景を図ってください。



御堂筋を避けて駐車場出入口を設置している例。



駐輪施設を修景している例。

4 デザインガイドラインの運用について

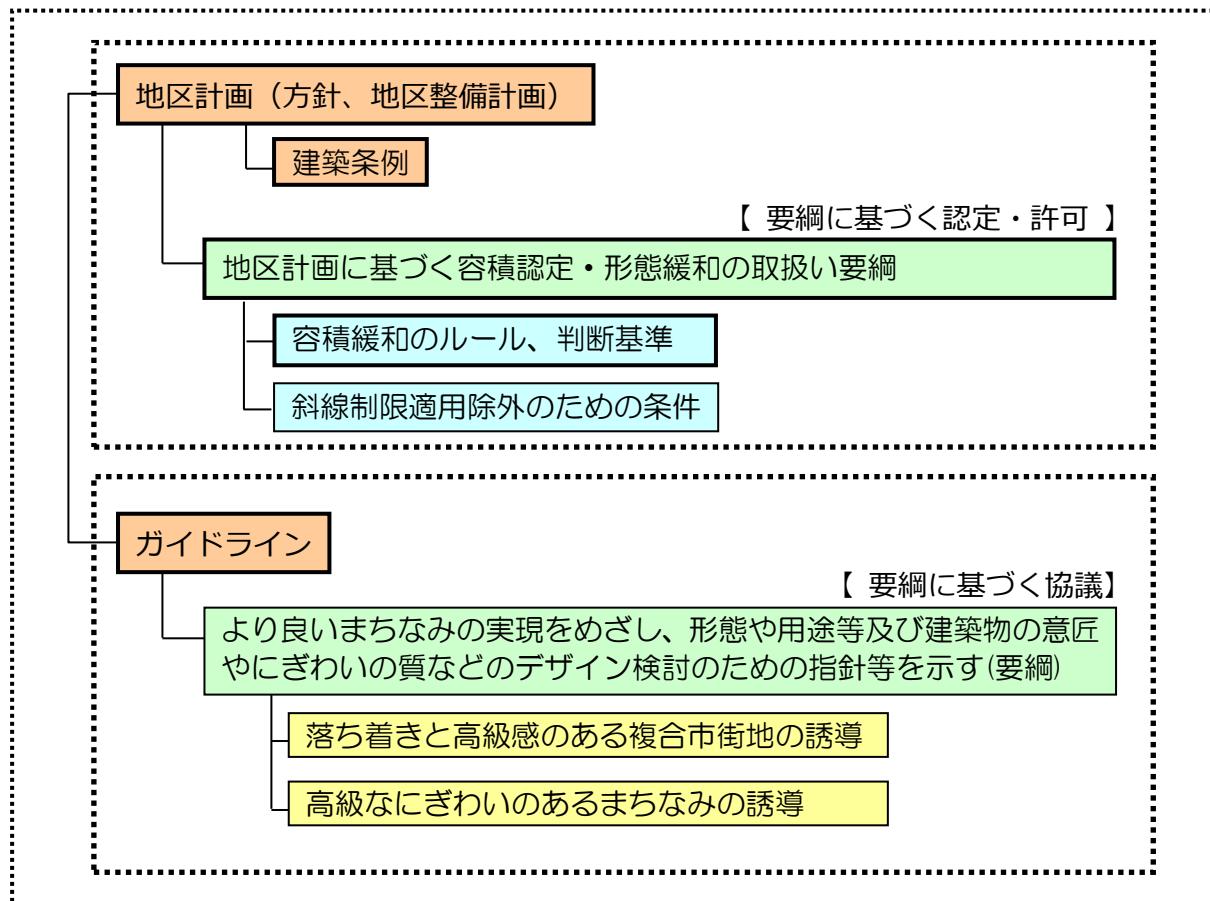
(1)各ルールの留意点

- ◆必須事項
 - ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、原則当該指針に沿った計画としてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆配慮事項
 - ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう努めてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆検討事項
 - ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう検討して下さい。

		必須事項	配慮事項	検討事項
(1) 落ち着きと高級感のある複合市街地の形成にむけて				
1) 個性ある質の高いまちなみの形成				
1.1.1	●狭小敷地への対策			△
	・共同化、一体化の検討			△
	●御堂筋にふさわしい個性ある質の高い外観			
	(形態・意匠)			
	・低層部と中高層部の分節	□		
	・外観デザイン		○	
	・御堂筋に面する/面さない部分の調和		○	
	(素材)			
	・配慮事項		○	
	(夜間景観)			
	・照明による落ち着きのあるまちなみの演出			△
	(建築物の高さ)			
1.1.2	・6階以上/20m以上	□		
	●世界的なブランド・ストリートにふさわしい居住施設の導入			
	(居住施設)			
	・全体規模(最上階から1/3以内)	□		
	・賃貸レジデンス	□		
	・住戸規模		○	
	・運営形態		○	
	(外観の形態・意匠)			
	・外観のデザイン		○	
	2) 街区で調和した魅力的な空間づくり			
	●並木が連なる快適な歩行空間の形成			
1.2.1	・街区間・隣接敷地間での調整		○	
	・並木の位置		○	
	(船場後退部分の設え方法)			
	・歩行空間の隣接地との連続性		○	
	・植栽等の仕様や配置		○	
	・照明の仕様や位置		○	
	●舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一			
	・船場後退部と歩道の一体性		○	
	・隣接敷地間の一体性		○	
	3) 個性ある質の高いまちなみを阻害する要因の対策			
1.3.1	●建築設備等の修景		○	
	●自動販売機の排除	□		
1.3.2				

		必須事項	配慮事項	検討事項
	(2)高級なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて			
2.1.1	1)低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入			
	●御堂筋に面する低層部の用途 ・店舗等の用途	<input type="checkbox"/>		
2.1.2	●御堂筋以外の道路に面する低層部の用途 ・にぎわい用途の誘導			△
2.1.3	・街区間・隣接敷地間での一体性・連続性			△
	2)低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出			
2.2.1	(形態・意匠)		○	
2.2.2	(素材)		○	
2.2.3	(色彩)		○	
2.2.4	(広告・サイン等)		○	
2.2.5	(多様なオープンスペース等の整備)		○	
	3)船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張			
2.3.1	●御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 ・比較的大規模の大きな敷地			△
2.3.1	・用途の選定等			△
	4)オープンスペースの利活用			
2.4.1	●道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成 (オープンスペースの利活用)		○	
2.4.2	●時間とともに表情を変えるまちづくり			△
	5)魅力的な夜間景観の創出			
2.5.1	●夜間景観のあり方 (設え)			△
2.5.1	(色味・色温度)			△
2.5.2	●イベント時のライトアップ・イルミネーション ・イベントへの協力			△
	6)広告・サイン等の取扱い			
2.6.1	●低層部では広告・サインを積極的に許容	<input type="checkbox"/>		
2.6.2	●暫定利用、イベント対応時の特例		○	
2.6.3	●デザイン・掲出方法の工夫		○	
	7)駐車・駐輪施設の取扱い			
2.7.1	(出入口、荷捌きスペース等)	<input type="checkbox"/>		
2.7.2	(共同駐車場の活用)			△
2.7.3	(駐輪施設のレイアウト)		○	

(2)運用手順

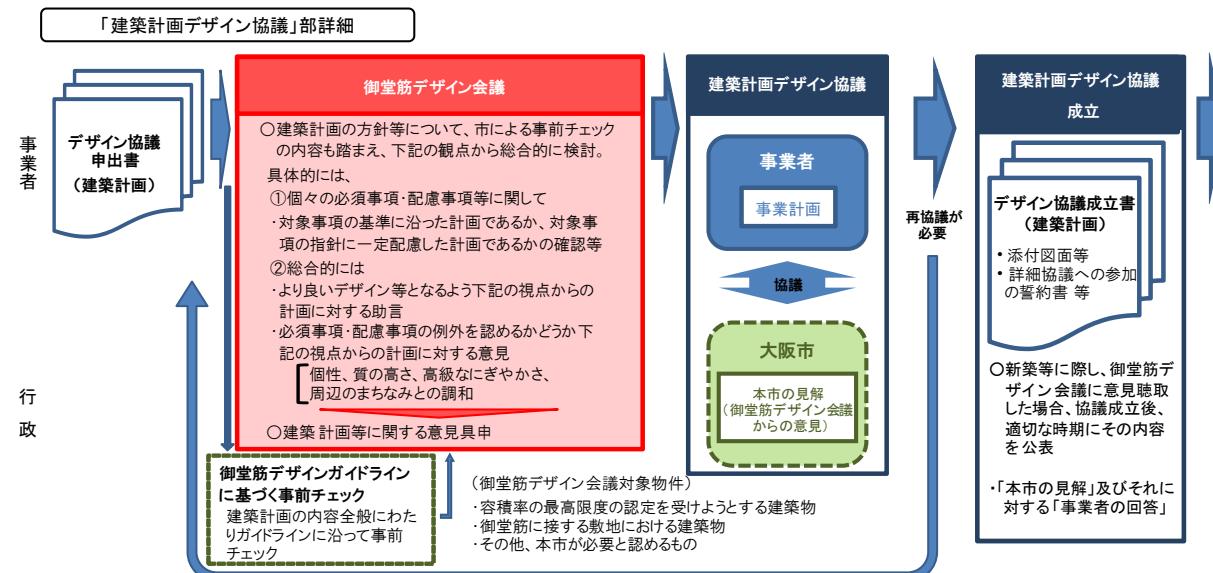
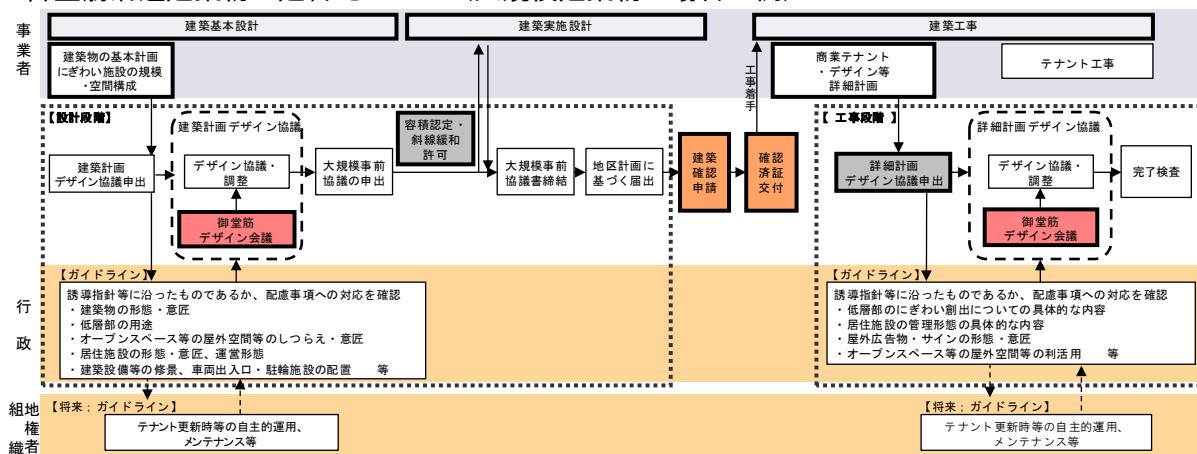


■デザイン協議の対象行為について

2ページの(3)対象範囲内において、以下の行為を行う場合は、デザインガイドラインに沿って協議を行うことになります。

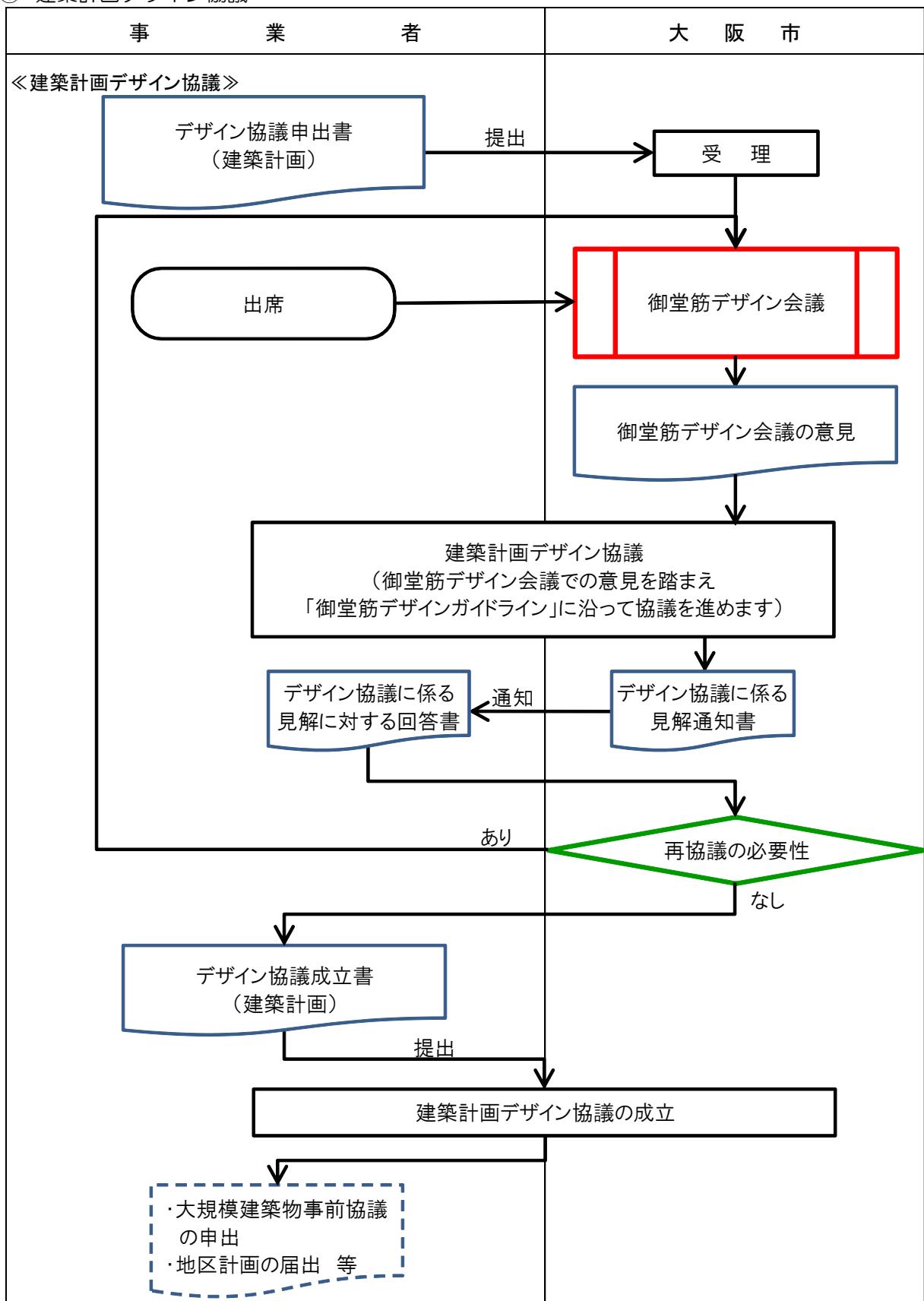
- 建築物を新築、増築、改築、移転する場合 ⇒ (①建築計画デザイン協議
及び ②詳細計画デザイン協議)
 - 道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
 - 用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
 - 屋外広告物を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合
- ③意匠計画デザイン協議

御堂筋沿道建築物 建替えフロー（大規模建築物の場合の例）



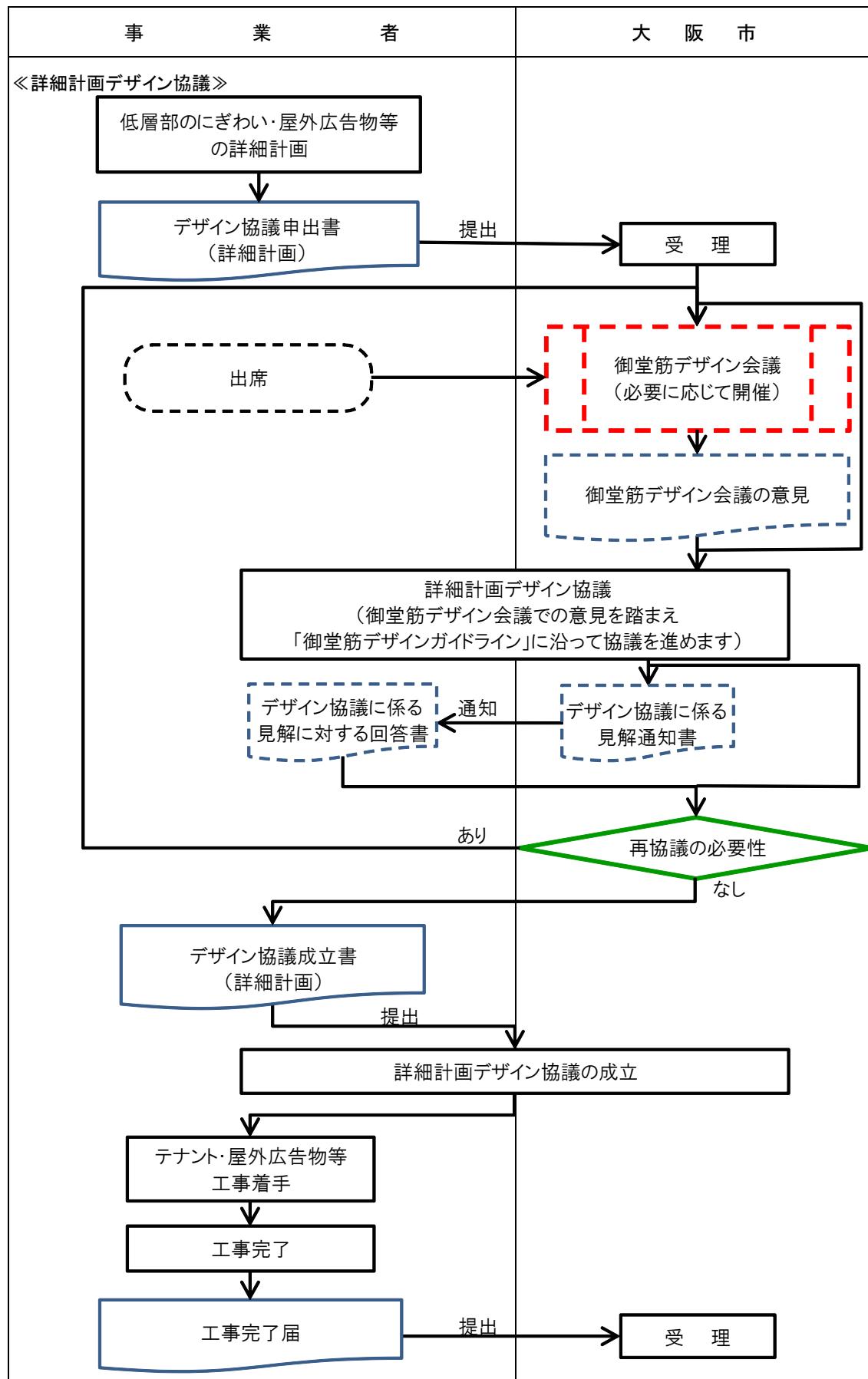
【手続きフロー】

① 建築計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照のこと。

② 詳細計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照のこと。

③ 意匠計画デザイン協議

